

令和5年4月1日～令和6年3月31日
第100期 業務のご報告

Uwajima Shinkin Bank



宇和島信用金庫

CONTENTS

目次

ごあいさつ	1
宇和島信用金庫の概要	2
貸借対照表	3～12
損益計算書	13～14
剰余金処分	15
自己資本の状況	15
金融商品の時価等に関する事項	16～17
不良債権の開示状況	18
役員	19
事業の概要	20
ご預金のご案内	21
ご融資のご案内	22
文化的・社会的貢献活動の取組み	23～24
店舗のご案内	25

ごあいさつ

初夏の候、会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は当金庫業務に格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ここに謹んで第100期決算と業況の概要について、ご報告申し上げます。

昨年度の日本経済を取り巻く環境は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化や物価上昇だけではなく、大幅な円安の進行、イスラエル・ハマス戦争など想定外のかく乱要因も少なからずあるなか、春闘における30年ぶりの高い賃上げや企業の高い投資意欲、日経平均株価が最高値を更新するなど、我が国経済にとって前向きな動きがみられつつあります。

こうしたなか、日銀は3月の金融政策決定会合でマイナス金利政策を解除、四半世紀にわたって達成し得なかったデフレからの脱却に向けた千載一遇のチャンスを迎えています。

一方、大企業の業況や収益の改善は続いているものの、大半の中小事業者は物価上昇によるコスト増を価格に転嫁できておらず、地方にその恩恵が行き渡るまでには至っていません。

このような経済環境のもと、令和5年度の業績につきましては、預金期末残高1,111億円(前期比▲6億円)、貸出金が691億円(前期比+2億円)となりました。

一方収益面では、資金利益が45百万円増加し、本業の収益力を示すコア業務純益は前年比で17百万円の増益、414百万円となりました。

一方で、積極的な不良債権処理を行いますが、経常利益は前年比66百万円増加し、202百万円となりました。

また、経営の健全性を示す自己資本比率は8.66%(前期比▲0.28%)と、国内基準の4.0%を大きく上回る水準を維持しています。

今年度は、新中期経営計画の初年度で、「うわしん「未来を拓く変革への挑戦」2024」をテーマとして、「会員、お客さま、そして職員をはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動し、協同組織の地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創る」ことを目指します。

また、本部ビルの新築移転や、宇和島市内の営業体制の刷新なども控えており、当金庫にとって新たな節目の年を迎えることになります。

これを機に、地域の皆様により信頼される信用金庫となれるよう役職員一同努力して参りますので、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月18日

理事長 濱 田 竜 也

宇和島信用金庫の概要

創立：大正11年5月

本店：愛媛県宇和島市本町追手2丁目8番21号

店舗：10ヶ店（市内8店舗・市外2店舗）

店外：8力所（ATM8）

役職員数：105名

会員数：6,068名

営業地域：愛媛県全域



第99期通常総代会

貸借対照表

資 産 の 部	金 額
現 金	817
預 け 金	26,637
金 銭 の 信 託	-
有 価 証 券	21,344
国 債	777
地 方 債	2,482
社 債	9,304
株 式	1,293
その他の証券	7,485
貸 出 金	69,114
割 引 手 形	168
手 形 貸 付	5,204
証 書 貸 付	60,032
当 座 貸 越	3,709
そ の 他 資 産	818
未 決 済 為 替 貸	42
信 金 中 金 出 資 金	617
前 払 費 用	20
未 収 収 益	103
そ の 他 の 資 産	34
有 形 固 定 資 産	1,773
建 物	415
土 地	920
リ ー ス 資 産	42
建 設 仮 勘 定	366
その他の有形固定資産	27
無 形 固 定 資 産	81
ソフトウエア	0
その他の無形固定資産	80
前 払 年 金 費 用	-
繰 延 税 金 資 産	-
債 務 保 証 見 返	113
貸 倒 引 当 金	△ 1,488
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,101)
資 産 の 部 合 計	119,211

負 債 の 部	金 額
預 金 積 金	111,125
当 座 預 金	1,691
普 通 預 金	37,273
貯 蓄 預 金	194
通 知 預 金	317
定 期 預 金	65,916
定 期 積 金	5,507
その他の預金	225
借 用 金	2,469
借 入 金	2,097
当 座 借 越	371
そ の 他 負 債	219
未 決 済 為 替 借	36
未 払 費 用	20
給 付 補 填 備 金	10
未 払 法 人 税 等	0
前 受 収 益	33
払 戻 未 済 金	3
払 戻 未 済 持 分	4
職 員 預 り 金	50
リ ー ス 債 務	46
その他の負債	13
賞 与 引 当 金	40
退 職 給 付 引 当 金	52
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	122
偶 発 損 失 引 当 金	30
繰 延 税 金 負 債	26
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	86
債 務 保 証	113
負 債 の 部 合 計	114,288
純 資 産 の 部	金 額
出 資 金	672
普 通 出 資 金	672
利 益 剰 余 金	4,895
利 益 準 備 金	505
その他利益剰余金	4,389
特 別 積 立 金	3,889
(うち目的積立金)	(520)
当 期 未 処 分 剰 余 金	500
処 分 未 済 持 分	△ 1
会 員 勘 定 合 計	5,566
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 762
土 地 再 評 価 差 額 金	119
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 642
純 資 産 の 部 合 計	4,923
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	119,211

令和6年3月31日現在

(単位：百万円)

(注)

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他の有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年 ～ 39年
動 産	2年 ～ 35年

- (4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (6) 外貨建資産負債は決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

これらの債権は正常先債権もしくは、要注意先債権として分類されますが、この要注意債権のうち大口と信先に該当する債務者の債権を(別途引当対象)大口と信先債権とし、当該債権についての過去10年間の平均貸倒実績率に基づき、別途で一般貸倒引当金を追加計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部及び監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,104百万円であります。

- (8) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- (9) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌期から)費用処理

- (10) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は、次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分）

0.0644%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期財務諸表上、特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- (11) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (12) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上する必要がありますが、当事業年度末において金額が僅少であるため、計上しておりません。

- (13) 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づき信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(14) 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- (15) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(16) 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたっては、貸借対照表上の資産、負債の計上額、および損益計算書上の収益、費用の計上額に影響を与える見積り、判断ならびに仮定を使用する必要があります。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられるさまざまな要因に基づき、継続的に見積り、判断および仮定を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、幅広い業種での賃上げ、インバウンドの回復等、経済活動の正常化に向けた動きが進んでおりますが、円安や原材料価格高騰など社会経済活動の不透明感は続いております。

こうした状況を見極めながら会計上の見積りを行っております。以下に当金庫の計算書類に重要な影響を与えるリスクに着目して記載しております。

① 貸倒引当金 1,488百万円

貸倒引当金の算出方法は、注記(7)に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し等」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている債務者の財務内容の回復状況、今後の返済状況等、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 繰延税金資産 127百万円

繰延税金負債 153百万円

繰延税金資産 26百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

③ 固定資産の減損損失 18百万円

固定資産の減損の判断は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(支店別)を単位としてグルーピングを行い、当該資産グループ単位で減損の兆候を把握しております。減損損失を認識するかどうかの判定および使用価値の算定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経済環境などの外部要因に関する情報や当金庫が用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定を置いて計算しております。

前提とした条件や仮定が将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度以降において見積りと異なった場合、減損の兆候、判定に重要な影響を与える可能性があります。

(17) 理事及び監事に対する金銭債権総額 204百万円

(18) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 941百万円

危険債権額 1,655百万円

三月以上延滞債権額 56百万円

貸出条件緩和債権額 517百万円

合計額 3,171百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(19) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は168百万円であります。

(20) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	預け金	7,148百万円
担保資産に対応する債務	借入金	2,469百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金1,500百万円、日本銀行代理店保証金として有価証券105百万円を差し入れております。

(21) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債勘定に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 406百万円

(22) 出資1口当たりの純資産額 733円93銭

(23) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会で、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

四半期毎に総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理要項に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券・投資信託・株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量VaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で988百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

① 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

(24) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

■ 残高及び時価

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	26,637	26,509	△ 128
(2) 有価証券	21,150	21,150	△ 0
満期保有目的の債券	172	172	△ 0
その他有価証券(*2)	20,977	20,977	—
(3) 貸出金(*1)	69,114		
貸倒引当金(*3)	△ 1,488		
	67,626	68,156	529
金 融 資 産 計	115,414	115,815	401
(1) 預金積金(*1)	111,125	111,129	3
(2) 借入金(*1)	2,469	2,412	△ 57
金 融 負 債 計	113,595	113,541	△ 53

(単位:百万円)

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(25)から(27)に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に準じて割り引いた価額

金融負債

① 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。

② 借入金

借入金については、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる代金として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。

(注) 市場価格のない非上場株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	23
その他の証券(*2)	170
合 計	193

(単位:百万円)

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 「その他の証券」に含まれる投資事業有限責任組合出資金及び匿名組合出資金については企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(25) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

■ 売買目的有価証券

・ 該当なし

■ 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	86	87	0
	そ の 他	—	—	—
	小 計	86	87	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	85	85	△ 0
	そ の 他	—	—	—
	小 計	85	85	△ 0
合 計		172	172	△ 0

(単位:百万円)

■ その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	1,213	758	454
	債 券	1,928	1,900	28
	国 債	－	－	－
	地 方 債	311	300	11
	短期社債	－	－	－
	社 債	1,616	1,600	16
	そ の 他	1,297	1,225	72
	小 計	4,439	3,884	555
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	56	76	△ 20
	債 券	10,463	11,188	△ 724
	国 債	777	896	△ 118
	地 方 債	2,170	2,402	△ 231
	短期社債	－	－	－
	社 債	7,514	7,888	△ 374
	そ の 他	6,017	6,446	△ 428
	小 計	16,538	17,711	△ 1,173
合 計		20,977	21,595	△ 618

(単位:百万円)

(26) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	341	102	6
債 券	－	－	－
国 債	－	－	－
地 方 債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社 債	－	－	－
そ の 他	－	－	－
合 計	－	－	－

(単位:百万円)

(注1) なお、損益計算書に計上されている株式等売却損益は投資事業有限責任組合出資金に係る純損益の持分相当額を計上したものであります。

(27) 保有目的を変更した有価証券

保有目的を変更した有価証券はありません。

(28) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

① 30%以上50%未満の下落率

㊦ 株式、証券投資信託、その他の証券

過去2年間の時価の最高値が、1度も帳簿価額の70%以上に達していない場合

㊧ ①を除く有価証券

格付けの著しい低下があった場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合

② 50%以上の下落率

取得原価から50%以上下落した場合

- (29) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は12,965百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- (30) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
一般貸倒引当金	47百万円
個別貸倒引当金	897百万円
賞与引当金	11百万円
破綻懸念先以下の未収利息	18百万円
減価償却超過額	6百万円
偶発損失引当金	8百万円
普通預金	0百万円
役員退職慰労引当金	34百万円
減損損失	14百万円
退職給付引当金	14百万円
繰越欠損金(注1)	33百万円
その他有価証券評価差額	324百万円
繰延税金資産小計	1,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	33百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,251百万円
評価性引当額小計	1,284百万円
繰延税金資産合計	127百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△153百万円
繰延税金負債合計	△153百万円
繰延税金資産の純額	△26百万円
土地再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金(益)	86百万円
土地再評価に係る繰延税金負債の純額	86百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(令和6年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(*1)	—	—	—	—	—	33	33
評価性引当額	—	—	—	—	—	33	33
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(31) 収益認識会計基準の「表示」に関して記載すべき事項はありません。

損益計算書

科 目	金 額
経 常 収 益	1,773,016
資 金 運 用 収 益	1,541,123
貸 出 金 利 息	1,213,441
預 け 金 利 息	68,873
有価証券利息配当金	247,770
そ の 他 の 受 入 利 息	11,037
役 務 取 引 等 収 益	96,368
受 入 為 替 手 数 料	28,385
そ の 他 の 役 務 収 益	67,983
そ の 他 業 務 収 益	13,158
外 国 為 替 売 買 益	－
国 債 等 債 券 売 却 益	－
国 債 等 債 券 償 還 益	－
そ の 他 の 業 務 収 益	13,158
そ の 他 経 常 収 益	122,367
貸倒引当金戻入益	－
償 却 債 権 取 立 益	19,120
株 式 等 売 却 益	103,243
金 銭 の 信 託 運 用 益	－
そ の 他 の 経 常 収 益	2
経 常 費 用	1,570,758
資 金 調 達 費 用	33,829
預 金 利 息	21,926
給付補填備金繰入額	2,847
借 用 金 利 息	6,341
そ の 他 の 支 払 利 息	2,713
役 務 取 引 等 費 用	117,631
支 払 為 替 手 数 料	10,421
そ の 他 の 役 務 費 用	107,209
そ の 他 業 務 費 用	230
外 国 為 替 売 買 損	－
国 債 等 債 券 売 却 損	－
国 債 等 債 券 償 還 損	－
国 債 等 債 券 償 却	－
そ の 他 の 業 務 費 用	230
経 費	1,088,476
人 件 費	682,732
物 件 費	366,874
税 金	38,869
そ の 他 経 常 費 用	330,590
貸倒引当金繰入額	269,633
貸 出 金 償 却	32,826
株 式 等 売 却 損	12,006
株 式 等 償 却	－
そ の 他 資 産 償 却	－
そ の 他 の 経 常 費 用	16,124
経 常 利 益	202,258

(単位：千円)

科 目	金 額
特 別 利 益	－
そ の 他 の 特 別 利 益	－
特 別 損 失	22,959
固 定 資 産 処 分 損	4,679
減 損 損 失	18,279
税 引 前 当 期 純 利 益	179,299
法人税・住民税及び事業税	939
法 人 税 等 調 整 額	25,601
法 人 税 等 合 計	26,540
当 期 純 利 益	152,758
繰 越 金（当期首残高）	356,254
土 地 評 価 差 額 金 取 崩 額	△ 8,336
当 期 未 処 分 剰 余 金	500,676

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

(単位：千円)

剰余金処分

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,000,676,492
当期純利益（△は純損失）	152,758,603
繰越金（当期首残高）	356,254,522
土地再評価差額金取崩額	△ 8,336,633
積立金取崩額	500,000,000
計	1,000,676,492

(単位：円)

科 目	金 額
剰 余 金 処 分 額	563,421,774
利 益 準 備 金	50,000,000
普通出資に対する配当金	13,421,774
（ 配 当 率 ）	(2.00%)
特 別 積 立 金	500,000,000
繰 越 金（当期末残高）	437,254,718

(単位：円)

自己資本の状況

■ 単体自己資本比率（国内基準）

項 目	当 期 末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,552	
うち、出資金及び資本剰余金の額	672	
うち、利益剰余金の額	4,895	
うち、外部流出予定額(△)	13	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	387	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	387	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,939	
コア資本に係る調整項目(2)		
無性固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	58	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,881	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	65,087	
資産(オン・バランス)項目	64,993	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	94	
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	2,755	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	67,842	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.66	

(単位：百万円、%)

(注) 1. 信用リスク・アセット算出手法は、標準的手法により行っております。

金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	26,637	26,509	△ 128
(2) 有価証券	21,150	21,150	△ 0
満期保有目的の債券	172	172	△ 0
その他有価証券(*2)	20,977	20,977	－
(3) 貸出金(*1)	69,114		
貸倒引当金(*3)	△ 1,488		
	67,626	68,156	529
金 融 資 産 計	115,414	115,815	401
(1) 預金積金(*1)	111,125	111,129	3
(2) 借入金(*1)	2,469	2,412	△ 57
金 融 負 債 計	113,595	113,541	△ 53

(単位：百万円)

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

市場価格のない非上場株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	23
その他の証券(*2)	170
合 計	193

(単位：百万円)

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 「その他の証券」に含まれる投資事業有限責任組合出資金及び匿名組合出資金については企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

■ 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社 債	86	87	0
	そ の 他	－	－	－
	小 計	86	87	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社 債	85	85	△ 0
	そ の 他	－	－	－
	小 計	85	85	△ 0
合 計		172	172	△ 0

(単位:百万円)

■ その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,213	758	454
	債 券	1,928	1,900	28
	国 債	－	－	－
	地 方 債	311	300	11
	短期社債	－	－	－
	社 債	1,616	1,600	16
	そ の 他	1,297	1,225	72
	小 計	4,439	3,884	555
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	56	76	△ 20
	債 券	10,463	11,188	△ 724
	国 債	777	896	△ 118
	地 方 債	2,170	2,402	△ 231
	短期社債	－	－	－
	社 債	7,514	7,888	△ 374
	そ の 他	6,017	6,446	△ 428
	小 計	16,538	17,711	△ 1,173
合 計		20,977	21,595	△ 618

(単位:百万円)

不良債権の開示状況

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)/(a)	引 当 率 (d)/(a-c)
破産更生債権 及びこれらに 準 ず る 債 権	R4年度	746	746	643	103	100.00	100.00
	R5年度	941	941	695	246	100.00	100.00
危 険 債 権	R4年度	1,030	900	437	463	87.42	78.14
	R5年度	1,655	1,404	549	854	84.82	77.28
要 管 理 債 権	R4年度	629	239	84	155	38.11	28.51
	R5年度	574	149	90	58	25.97	12.11
三 月 以 上 延 滞 債 権	R4年度	35	24	15	8	68.73	44.12
	R5年度	56	47	41	5	84.15	39.16
貸 出 条 件 緩 和 債 権	R4年度	594	215	68	146	36.29	27.93
	R5年度	517	101	48	52	19.62	11.26
小 計(A)	R4年度	2,406	1,887	1,165	721	78.42	58.16
	R5年度	3,171	2,495	1,335	1,159	78.67	63.16
正常債権(B)	R4年度	66,635					
	R5年度	66,104					
総与信残高 (A) + (B)	R4年度	69,042					
	R5年度	69,275					

(単位：百万円、%)

- (注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- (注3)「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- (注4)「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- (注5)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- (注6)「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- (注7)「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注8)「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (注9)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

役 員

理 事 長	濱 田 竜 也
常 務 理 事	氏 本 澄
常 勤 理 事	北 代 康 人
常 勤 理 事	宇都宮 聡
理 事	清 家 義 幸
理 事	村 尾 明 弘
理 事	有 間 義 恒
理 事	廣 瀬 了
常 勤 監 事	夏 井 伸一郎
監 事	増 田 吉 利
監 事	岡 部 五 郎 ※

(令和6年6月18日現在)

※は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 監査の結果

以上監査の結果、正確なるものと認めます。

令和6年5月29日

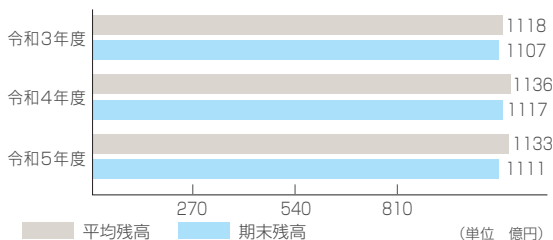
常 勤 監 事	夏 井 伸一郎
監 事	増 田 吉 利
監 事	岡 部 五 郎

■ 会計監査人の監査の状況

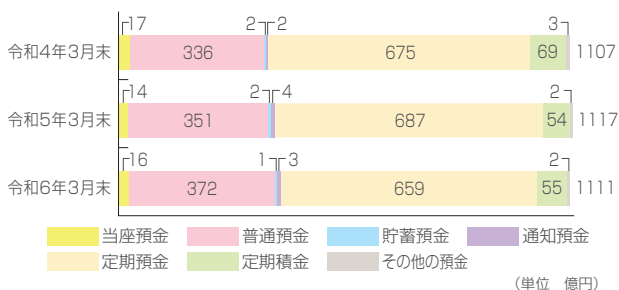
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、四国松山凜監査法人の監査を受けております。

事業の概要

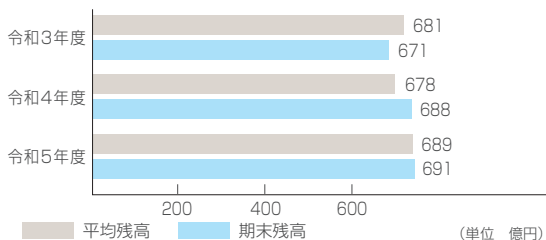
■ 預金の推移



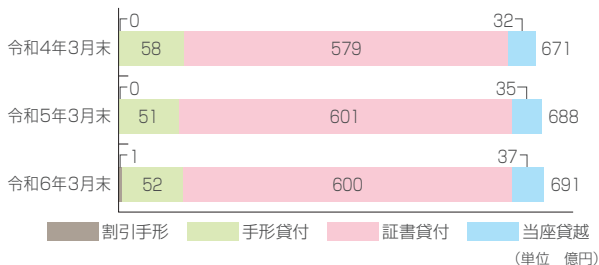
■ 預金科目別残高



■ 貸出金の推移



■ 貸出金科目別残高



ご預金のご案内

■ 安全で有利

- スーパー定期預金
お預け入れ期間1ヵ月以上5年以内
300万円未満型・300万円以上型
- 大口定期預金
お預け入れ金額は1口1,000万円以上
- 期日指定定期預金
1年毎の複利計算 1年経過後は必要額のお引き出し
自由な預金です。
- 変動金利定期預金
6ヵ月ごとに金利が変わる定期預金
金利上昇時に大変有利です。
- 貯蓄預金
個人の方の一時的な余裕金のお預け入れに最適です。
- 定期積金
毎月一定の日に一定額を積立てる預金です。
- 決済用預金
普通預金と同様な扱いで利息が付きません。
全額、預金保険制度により保護されます。

■ 便 利

- 総合口座
「貯める・殖やす・支払う・借りる」機能を持った預金です。
給与振込・公共料金自動支払をセットするとさらに便利です。
- 年金振込
国民年金・厚生年金など各種年金が簡単な手続きで自動的に
振込まれます。さらにスーパー定期預金「スマイルライフ」や
スーパー定期積金「ゆとり」に加入すると優遇金利の適用が
あります。

当金庫の預金・積金は預金保険制度の対象となっております。

ご融資のご案内

■ 個人向け

● うわじましんきん新型住宅ローン

住宅の新築・増改築資金及び建売住宅
マンション・中古住宅購入にご利用ください。

35年以内 1億円以内

● 急なご利用・不意の消費資金入用にご利用ください。

・ 一般個人ローン

10年以内 500万円以内

・ しんきんきゃっするフリーローン

10年以内 300万円以内

・ カードローン

必要なとき、カード一枚でご用立ていたします。
貸越極度額 10万円～100万円（10万円単位）

・ しんきんきゃっするカードローン（残高スライド返済）

ご融資金額 10万円～300万円
（専業主婦の方は上限50万円）

● 教育ローン

・ 教育プラン

16年以内 1,000万円以内

● マイカーローン

・ カーライフプラン

10年以内 1,000万円以内

● 職域サポートローン

当金庫と契約している事業所で働く
経営者・従業員の方がご利用いただけます。

15年以内 1,000万円以内

お近くの営業店までお気軽にお問い合せください。

トピックス 文化・社会的貢献活動の取り組み

■情報誌「つなぐ」

ご好評を頂いております「つなぐ」ですが、今期は、No.23からNo.26の4号を発行いたしました。



「つなぐ」の主な配置場所

- 宇和島市役所ロビー及び各支所 ● 市立中央図書館 ● 吉田図書館
- 中央図書館津島分館 ● 生涯学習センター ● パフィオうわじま
- 宇和島市立病院ロビー ● 市立伊達博物館 ● 宇和島市立歴史資料館
- きさいや広場(観光物産協会) ● 道の駅みま ● 畦地梅太郎記念美術館
- 宇和島商工会議所 ● 盛運汽船 ● ハイウェイレストラン宇和島
- かどや(駅前本店・弁天町店・味奈味) ● 和日輔 ● 福don ● 南楽園
- 岩崎書店 ● はまゆう薬局 ● ひまわり薬局 ● 小野商店(津島)
- 木屋旅館 ● 安藤珈琲 ● べにばら画廊 ● アトリエぱれっと
- 香川・愛媛せとうち旬彩館(東京) ● 宇和島信用金庫各支店

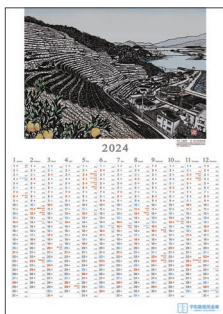
※宇和島市の「宇和島クラブ」に協賛業者として登録しています。

発行は、新春号(1月)、春号(3月)、夏号(6月)、秋号(10月)です。

※当庫ホームページでバックナンバーをご覧頂けます。

■カレンダー公募展

令和6年の当庫カレンダーに採用するコンテンツを選ぶためカレンダー作品を募集し、公募展を開催いたしました。採用されたのは、三浦澄子さんの「遊子水荷浦の段畑」(切り絵)です。



左からキャンパスの清家代表、三浦澄子さん、優秀賞の亀井邦隆さん、清家理事長

■第57回(令和5年度)うわじま牛鬼まつり

4年ぶりに通常開催されました「うわじま牛鬼まつり」では、親牛鬼パレードと宇和島おどりに役職員が参加しお祭りを盛り上げました。



■第21回うわしんカップ少年少女サッカー大会

3月3日、「うわしんカップ少年少女サッカー大会」が丸山サッカーグラウンドで開催されました。



店舗のご案内

本店営業部 宇和島市本町追手2丁目8-21
TEL(0895)22-5422

恵美須町支店 宇和島市恵美須町2丁目5-10
TEL(0895)22-6500

新橋支店 宇和島市丸之内5丁目3-1
TEL(0895)22-1424

城南支店 宇和島市佐伯町1丁目3-7
TEL(0895)22-8282

来支店 宇和島市夏目町2丁目4-16
TEL(0895)25-8411

泉町支店 宇和島市恵美須町2丁目5-10
TEL(0895)22-6500

吉田支店 宇和島市吉田町東小路甲158
TEL(0895)52-1455

三間支店 宇和島市三間町宮野下636
TEL(0895)58-4333

南宇和支店 南宇和郡愛南町城辺甲2222-1
TEL(0895)72-0810

卯之町支店 西予市宇和町卯之町2丁目426
TEL(0894)62-6000



宇和島信用金庫

シンボルのご紹介

地域の方々に愛され、また末永く信頼される存在になりたいとの願いを含め、優しさと温もりを感じさせるシンボルが誕生しました。

「人」のあたたかさ・心が伝わるシンボルを目指したデザインです。

四国を表す四角形にUSという宇和島信用金庫(Uwajima Shinkin Bank)が含まれ、人と人とが向かい合い、ふれあいつながり合う「絆」や「縁」も意識しながらデザインされています。

宇和島信用金庫 IDEA



